

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（636））
2. 日 時：平成30年2月1日 13時30分～17時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、田尻安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他13名

東北電力株式会社：東北電力株式会社：原子力部（原子力業務）担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 副課長 他3名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 副長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 課長 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、1月29日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書の自然現象による損傷防止（外部火災への配慮に関する説明書）等について説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【自然現象による損傷防止（外部火災への配慮に関する説明書等）関係】

○東海第二独自の設計方針について、変更許可申請書において示した基本設計方針を踏まえ、工認申請書にどのように記載したのか整理して提示すること。

○新たな評価・解析手法を用いるものがあるのであれば、当該手法の適用範囲の考え方及び妥当性について提示すること。

○評価対象施設の抽出表の項目について、外部火災防護対象施設を抽出するフローと整合をとること。具体的には、建屋に内包されるかどうかの評価結果を追加しつつ、建屋に内包されないクラス3設備の設計方針については、内容を精査し修正すること。

○熱影響評価に用いる熱伝導方程式の解については、基となる方程式を明示し、どのような条件での解であるかを説明し、評価対象毎に適用できる理由を説明すること。

【クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書関係】

○説明書上で示している基準値に関しては、設定の根拠を提示すること。

【中央制御室/緊急時対策所の居住性に関する説明書関係】

○設置変更許可の審査段階で実施した被ばく評価項目を整理するとともに、それぞれ工事計画認可申請書のどの添付書類で説明するか整理し提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書）
- ・ 重要度の特に高い安全機能を有する系統 抽出表
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る主要な論点整理の説明資料
- ・ 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書に係る補足説明資料 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置について